

れいわ ねんど
令和4年度

ほっかいどう しょう しゃ じょうれい かん
北海道障がい者条例に関する
しさく すいしんじょうきょう
施策の推進状況

ほっかいどうほけんふくしぶふくしきょくしょう しゃほけんふくしか
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

ほっかいどうしょう しゃじょうれい とりくみ がいよう
北海道障がい者条例による取組の概要

I しょう しゃ く すいしんほんぶ
障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

すいしんほんぶかいぎ かいさい
(1) 推進本部会議の開催

ちじ ほんぶちよう そうごうてき けいかくてき しょう しゃ しさく すいしん はか
知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るため
きょうぎ おこな
の協議を行う。

ちようさぶかい かいさい
(2) 調査部会の開催

ちいき かだいとう がくしきけいけんしゃ ちようさぶかい しんぎ かいけつ はか
地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

ほっかいどうしょう しゃじょうれい おも しさく はしら
III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 けんりようご
権利擁護
すいしん
の推進

ぎやくたい さべつとう
(1) 虐待や差別等
かいしょう
の解消

しょう しょう
(2) 障がいや障がい
しゃ たい どうみん
者に対する道民
りかい そくしん
理解の促進

2 しょう しゃ
障がい者が
く
暮らしやすい
ちいき
地域づくり

ちいき いんかい
(1) 地域づくり委員会
きょうぎ
の協議

ちいきしえんだいせい
(2) 地域支援体制づく
すいしん
りの推進

3 しょう しゃ
障がい者
しゅうろうしえん
の就労支援

しょう しゃじょうれい
(1) 障がい者条例に
もと しゅうろうしえん
基づく就労支援
すいしんけいかく すいしん
推進計画の推進
きぎょうとう れんげい

(2) 企業等と連携し
しゅうろうしえん とり
た就労支援の取
くみ すいしん
組の推進

(3) しょうがいしゃしゅうろうしせつ
障害者就労施設
とう かんこうじゆ
等への官公需の
はっちゅうそくしん
発注促進

(4) しょう しゃじょうれい
障がい者条例に
もと していほうじん
基づく指定法人
せいど すいしん
制度の推進

(5) しょうがいしゃしゅうろうしせつ
障害者就労施設
とう せいひん はんろ
等の製品の販路
かくだい
拡大

II

じょうれい
条例の広報

(1)

じょうれい
条例の理念や
ねらい
施策内容
や
しあつ
施策内容
について
ひろく
道民に
しゅう
周知

ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと れいわ ねんど おも とりくみ
 北海道障がい者条例に基づく令和4年度の主な取組

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

こう もく 項目	おも とりくみないよう 主な取組内容
すいしんほんふかいぎ (1) 推進本部会議の かいさい 開催	ちじ ほんぶちょう すいしんほんふかいぎ かいさい しさく すいしんじょうきょうおよ 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び こんご とりくみほうしんどう きょうぎ 今後の取組方針等について協議。 かいさいがっぴ れいわ ねん がつ にち ○ 開催月日 令和4年5月30日 おも ぎだい れいわ ねんどほっかいどうしょう しゃじょうれい かん しさく 主な議題 ・ 令和3年度北海道障がい者条例に関する施策 すいしんじょうきょう の推進状況について れいわ ねんどほっかいどうしょう しゃじょうれい とりくみほうしん ・ 令和4年度北海道障がい者条例の取組方針に ついて しょうがいしゃさべつかいしょうほう ねんかん あゆ いちぶかいせしほうし ・ 「障害者差別解消法～6年間の歩みと、一部改正法 こうご む いけんこうかん 行後に向けて」(意見交換)

II 条例の広報

こう もく 項目	おも とりくみないよう 主な取組内容
しょうれい りねん し (1) 条例の理念や施 さくないよう 策内容について、 ひろ どうみん しゅうち 広く道民に周知	みんかんぎぎょう がっこうどう けんしゅうかい どうしょくいん しょうれいどう せつめい おこな ① 民間企業や学校等の研修会などにおいて、道職員が条例等の説明を行 だまえこうざとう じっし う出前講座等を実施。 だまえこうざとう かい ○ 出前講座等 4回 ほんちょうおよ しんこうきょく しちょうそんどう しょうれい しょうがいしゃさべつかいしょう ② 本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消 ほう はったつしょう しょうかい ばねるてん かいさい 法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。 しょう かた けんりょうご すいしん しょうれいお しょうがいしゃさべつかいしょうほう ③ 障がいのある方の権利擁護の推進のため、条例及び障害者差別解消法 かん ふおーらむ ぜんどう かいじょう かいさい に関するフォーラムを全道3会場において開催。 にし だてし れいわ ねん がつ にち さんかしゃ めい ・ 西いぶり(伊達市) 令和4年10月20日 参加者 100名 くしろし れいわ ねん がつ にち さんかしゃ めい ・ 釧路市 令和4年11月 5日 参加者 100名 さっぽろし れいわ ねん がつ にち さんかしゃ めい ・ 札幌市(※) 令和4年12月16日 参加者 174名 さっぽろし きょうどうしゅさい どうじつ もよう さっぽろし ゆーちゅーぶ ちゃんね (※) 札幌市との共同主催、当日の様子を札幌市YouTubeチャanne る じごはいしん しちょうしゃ めい ルにて事後配信(視聴者 384名) ※R5.6.11時点

III 「北海道障がい者条例」の主な施策

1 権利擁護の推進

こう もく
項 目

おも とりくみないよう
主な取組内容

ぎやくたい さべつとう
(1) 虐待や差別等の
かいしょう
の解消

① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案について協議。

- 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 3件
- 協議申立等事案の例

にゅういんちゆう じゆうきよ
入院中に住居がなくなり、公営住宅に応募したが落選。
じんけんようごいいんかいとう そうだん おこな らくせんりゆう つうち
人権擁護委員会等に相談を行い、落選理由が通知されたが、
しょうがいふくし さーびす ていきょう りゆう らくせん
障害福祉サービスが提供できないことなどを理由に落選したと
にんしき ぶんしよ しょう ていど こくえいじゆうたく にゅうきよ
認識するような文書であり、『障がいの程度で公営住宅の入居
ができれば、公営住宅に障がいのある方が誰も入居できな
いと感じた。』

② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況

- センターへの相談・報告件数 107件
(うち虐待相談 53件)
- 虐待相談の虐待者：養護者 0件
(疑い) 施設従事者 43件
使用者 9件
施設従事者・使用者 1件
計 53件
- 虐待相談の種別・類型：身体的虐待 27件
(重複あり) 性的虐待 6件
心理的虐待 26件
放棄・放任 9件
経済的虐待 5件
計 73件

さんこう どうない しょうがいしやくたいほうしほうもと つうほうとうじょうきょう れいわ ねんど こうせいろどうとうしょうちょうさ
※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況 (令和3年度 厚生労働省調査)

	ようごしやくぎやくたい 養護者虐待	しせつじゆうじしゅうぎやくたい 施設従事者等虐待	しょうしやくぎやくたい 使用者虐待 (北海道労働局の対応)	けい 計
つうほうとう 通報等	422件	136件	18件	576件
ぎやくたいにんていけんすう 虐待認定件数	46件	22件	29件	97件
ひぎやくたいしやくさう 被虐待者数	46人	42人	43人	131人

1 権利擁護の推進 (つづき)

こうもく 項目	おもとりくみないよう 主な取組内容
しょうしょう (2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進	ぎゃくたい さべつ く かん そうだんまどぐち じょうれい しょうがいしゃぎゃくたい ① 虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、 ぼうしほう しょうがいしゃさべつかいしょうほうなど せつめい ばんふれっと かくしゅ いべんと はいふ 各種イベントにおいて配布。 じょうれい ないよう かいせつ ばねる しょう しゅべつ はいりよ せつ かた ② 条例の内容を解説したパネルや、障がい種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出し。 えいぞうか ※ しちょうそん かんけいだんたい しょうがいしゃふくし せつつ みんかんきぎょうとう しょくいんむ けんしゅう じゅうみんむ きょうじどう かした ○ 5団体（学習会、授業等） ※でじたるう* あーさだいてるですく ほんちょうおよ かくしゅ いべんと いしそつうしえんじょうれい およ しゅわ ③ 本庁及び各種イベントにおいて、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催。 げんごじょうれい ふきゅうけいはつ はか ばねる てん かいさい もう こ しょうちゅうがっこう しゅわこうざ かいさい こ む ば ④ 申し込みのあった小中学校において手話講座を開催、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を んふれっと しょう ひと く かんが かくしゅ いべんと はいふ 各種イベントにおいて配布。

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

こうもく 項目	おもとりくみないよう 主な取組内容
ちいき しいん (1) 地域づくり委員会の協議	けんいき せっち ちいき いいんかい もうしたてとう ① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった じあん ちいきかだい きょうぎ 事案や地域課題について協議。 ちいき いいんかい けんいきけい かい ○ 地域づくり委員会 14圏域計 27回
ちいきしえんたいせい (2) 地域支援体制づくりの推進	かくそうごうしんこうきょく しんこうきょく ちいき こーでいねーたー れんけい ① 各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、 がいどらいん かつよう しちょうそん そうだんしえんたいせい 地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を支援。 とう とりくみ しえん こうしゃ ほっかいどう れんめい せっち ほっかいどうちょうかくしやう しゃじょうほうせ ② (公社) 北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター（令和元年8月1日開設）の運営を支援。 んたー れいわがんねん がつ にちかいせつ うんえい しえん

3 障がい者の就労支援

こ 目 項 目

お 目 主 要 取 組 内 容

(1) 障がい者条例に
基づく就労支援推
進計画の推進

① 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員
会」を開催し、第6期北海道障がい福祉計画に基づき、関係機関
と連携しながら取組を推進。
○ 北海道障がい者就労支援推進委員会 2回

(2) 企業等と連携し
た就労支援の取組
の推進

① 「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。
○ 令和5年3月31日現在 210社
② 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（アクショ
ン）の普及推進。
○ 令和5年3月31日現在 593企業、77市町村

(3) 障害者就労施設
等への官公需の発
注促進

① 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による障害
者就労施設等への優先的な発注を促進。
○ 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績
令和3年度 359件 117,922千円

(4) 障がい者条例に
基づく指定法人制
度の推進

① 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホーム
ページ（ナイスハートネット北海道）などを活用し、企業の仕事を障害者
就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導
を実施。
○ 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 134件

(5) 障害者就労施設
等の製品の販路拡
大

① 道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者
就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイン
ト交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。
○ アリオ札幌店及びイオン苫小牧店
毎月2日間開催（10月は3日間、イオン苫小牧店9月のみ
開催）
○ セイコーマートギフトカタログでの取扱
2022年度カタログに20事業所27アイテムが掲載
② 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。
○ 全道5都市5会場のほか、オンラインで開催

令和4年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位：件)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立受付件数 ※	5		
申立書受理	3	事情の変更により終結	1
		事前調査中	2
相談のみ	2	相談者への説明・助言による終了	1
		相談継続中	1

※ 前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位：件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計	
申立書受理		2	1													3
相談のみ		1					1									2
合計		3	1				1									5

3 障がい種別別受付状況

(単位：件)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	計							
申立書受理								1	2					3
相談のみ			1					1	2					2
合計			1					1	2					5

4 ^{もうしたて} 申立・^{そうだんぶんやべつ} 相談分野別^{うけつけじょうきょう} 受付状況

(単位：件)^{たんい けん}

分野	せいかつ 生活	せいど 制度	ぎやくたい 虐待	しゅうろう 就労	ぎょうせい 行政	こうつう 交通	きょういく 教育	いりよう 医療	ごうけい 合計
もうしたてしよじゆり 申立書受理	2			1					3
しんたいししょう 身体障がい									
ちてきししょう 知的障がい	1								1
せいしんししょう 精神障がい	1			1					2
はつたつししょう 発達障がい									
ふめい・その他 ^た									
そうだん 相談のみ						2			2
しんたいししょう 身体障がい						1			1
ちてきししょう 知的障がい									
せいしんししょう 精神障がい									
はつたつししょう 発達障がい									
ふめい・その他 ^た						1			1
ごう 合計	2			1		2			5
しんたいししょう 身体障がい						1			1
ちてきししょう 知的障がい	1								1
せいしんししょう 精神障がい	1			1					2
はつたつししょう 発達障がい									
ふめい・その他 ^た						1			1

れいわ ねん ど ちいき づくり いんかい における おも きょうぎじこう
 令和4年度 地域づくり委員会における主な協議事項

しんこうきよく 振興局	かいさい かいすう 開催回数	きょうぎじこう 協議事項
そらち 空知	2	ちいき たす あ かつどう じっさい じょうきょうとう 地域の助け合いの活動の実際の状況等について しょう しゃ いどうしえん 障がい者の移動支援について しょう しゃ しえん かつ 障がい者支援のあり方について ぎかい ほうちよう ちようしゃ どう りよう かが じょうれいとう しょう りゆう ふとう さべつてき と あつか 議会の傍聴や庁舎等の利用に係る条例等における障がいを理由とする不当な差別的取り扱いについて
いしかり 石狩	0	しんがた ころなういす かんせんしやうかくだい ぼうし かんてんどう かいさい じしゅく (新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から開催を自粛)
しりべし 後志	3	しょう しゃ きじゆう じゆうたくおよ しょう しゃ しえん しゃかい しげん すく もんだい ちいきかだい 障がい者が居住できる住宅及び障がい者を支援する社会資源が少ない問題について(地域課題) しょうがいしゃ さべつ かいしやう しえん ちいき きょうぎかい 障害者差別解消支援地域協議会について
いぶり 胆振	0	しんがた ころなういす かんせんしやうかくだい ぼうし かんてんどう かいさい じしゅく (新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から開催を自粛)
ひだか 日高	3	しょう しゃ しゅうろう 障がい者の就労について しょう しゃ ちいき く 障がい者が地域で暮らすことについて しょう かつ ちいきじゆうみん そうごりかい ちいきかだい 障がいのある方と地域住民の相互理解について(地域課題)
おしま 渡島	1	いんかい かつどう げんじよう くだい 委員会活動における現状と課題について ようやく ひつき げんじよう くだい 要約筆記の現状と課題について いんかい そうだん あんけん すく もんだい 委員会への相談案件が少ない問題について
ひやま 檜山	2	しんがた ころなういす かんせんしやう かんせん うたが しょう しゃ たい ごうりてき はいりよ ていきよう 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障がい者に対する合理的配慮の提供について もんだい ちいきかだい 8050問題について(地域課題)
かみかわ 上川	4	あら ちいきかだい せつてい 新たな地域課題の設定について しょう しゃ はいりよ かが じっしじぎょう かもかわけんいき しゅざい せみなー 障がい者への配慮に係る実施事業について(上川圏域づくり主催のセミナー)
るもい 留萌	2	やんぐけあらー およ かんない やんぐけあらー かん げんじよう ヤングケアラー及び管内のヤングケアラーに関する現状について だれ あたりまえ く しょうがいしゃふくし きほん しょうがいふくし けんりようご こうわ 「誰もがアタリマエに暮らせるまちづくり」、「障害者福祉の基本」、「障害福祉の権利擁護」について(講話)

<p>そらや 宗谷</p>	<p>3</p>	<p>しゅうろうしえん ちいきかだい 就労支援について(地域課題)</p> <p>そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか ちいきかだい 相談支援体制の充実・強化について(地域課題)</p> <p>しょう じ しゃ ちいきじゅうみん そうごりかい ちいきかだい 障がい(児)者と地域住民の相互理解について(地域課題)</p> <p>しんがた ころなうirus かんせんしやう かんせん うたが しょう しゃ たい ごうりてきはいいりよ ていきよう 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障がい者に対する合理的配慮の提供について</p> <p>しょう しゃ きべつ かか じょうほうていきよう 障がい者差別に係る情報提供について</p>
<p>おほーつく オホーツク</p>	<p>3</p>	<p>ちいき く しょう しゃ く かん しょう ちいき かだい 地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関するについて(地域課題)</p> <p>しちょうそん どう せいいてい じょうれい きそく かか せいしんしやう しゃ たいしやう せいげんじょうこう がいとうじあん 市町村等の制定する条例・規則に係る精神障がい者を対象とした制限条項の該当事案について</p> <p>かんない ほっせい しょう しゃ たい ごうりてきはいいりよ じあん 管内で発生した障がい者に対する合理的配慮事案について</p> <p>かんない しょうがいしゃにゆうしよ しせつ ほっせい ぎゃくたい じあん 管内の障害者入所施設で発生した虐待事案について</p> <p>しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし けんりようご 障がい者の虐待防止と権利擁護について</p>
<p>とち 十勝</p>	<p>2</p>	<p>しょう しゃ ちいきせいかつ およ しんがた ころなうirus えいきようか かだい 障がい者の地域生活及び新型コロナウイルス影響下における課題について</p> <p>せんきよ どうひよう じ しょう しゃ ごうりてきはいいりよ ちいきかだい 選挙の投票時における障がい者への合理的配慮について(地域課題)</p> <p>れいわ ねんど かんせい どうが くるまいす しょうしゃ くるま じょうこう しちやう いけんこうかんかい じっし 令和3年度に完成した動画(車椅子使用者の車の乗降について)を視聴し、意見交換会を実施。</p>
<p>くしろ 釧路</p>	<p>1</p>	<p>しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし けんりようご ほっかいどうしょう しゃじょうれい しょう しゃ きべつ かいしやうほう いちぶ かいせいどう しゅうち 障がい者の虐待防止・権利擁護、北海道障がい者条例、障がい者差別解消法の一部改正等についての周知</p> <p>ごうりてきはいいりよ たい とりぐみ くりよ じれい など 合理的配慮に対する取組や苦慮した事例等について</p>
<p>ねむろ 根室</p>	<p>1</p>	<p>しょう しゃ けんりようご 障がい者の権利擁護について</p> <p>しょう じ しえん ちいきかだい 障がい児支援について(地域課題)</p>
<p>ごうけい 合計</p>	<p>27</p>	

令和4年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

53件（ほかに北海道労働局からの通報処理54件）

(1) 虐待相談の虐待者（疑い）と被虐待者（疑い）の障がい種別（単位：件）

		虐待相談の虐待者（疑い）				ごうけい 合計
		ようご しゃ 養護者	じゅうじしゃ 従事者	しょうしゃ 使用者	じゅうじしゃ 従事者・ しょうしゃ 使用者	
ひぎやく 被虐待者 （疑い） の障がい 種別	しんたいしょう 身体障がい		3			3
	ちてきしょう 知的障がい		27	2		29
	せいしんしょう 精神障がい		8	4	1	13
	はったつしょう 発達障がい					
	しんたい ちてきしょう 身体、知的障がい		4			4
	しんたい せいしんしょう 身体、精神障がい					
	しんたい はったつしょう 身体、発達障がい					
	ちてき せいしんしょう 知的、精神障がい			1		1
	その他		1			1
ふめい 不明			2		2	
ごうけい 合計		0	43	9	1	53

(2) 虐待相談の種別・類型（重複あり）（単位：件）

		虐待相談の種別・類型					ごうけい 合計
		しんたいできぎやくたい 身体的虐待	せいできぎやくたい 性的虐待	しんりでき ぎやくたい 心理的虐待	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいできぎやくたい 経済的虐待	
ひぎやく 被虐待者 （疑い） の障がい 種別	しんたいしょう 身体障がい	2		1			3
	ちてきしょう 知的障がい	21	4	11	5	2	43
	せいしんしょう 精神障がい		2	8	1	3	14
	はったつしょう 発達障がい						
	しんたい ちてきしょう 身体、知的障がい	2		2	2		6
	しんたい せいしんしょう 身体、精神障がい	1					1
	しんたい はったつしょう 身体、発達障がい						
	ちてき せいしんしょう 知的、精神障がい			1	1		2
	その他	1		1			2
ふめい 不明			2			2	
ごうけい 合計	27	6	26	9	5	73	

2 虐待相談以外の相談・照会件数（単位：件）

虐待相談以外の相談	10
市町村等からの照会・相談	1
ごうけい 合計	11

※「虐待相談以外の相談」の主なもの
 ・医療機関や施設等への不満等

3 虐待相談の概要

ばんごう 番号	ひびやくたいしゆ 被虐待者 うたが (疑い)の障が い種別	ぎやくたいしゆ 虐待(疑い) の類型	ぎやくたいしゆ 虐待者 (疑い)	がいよう 概要	せんたー センターの対応
1	ちてき 知的	しんりてき 心理的 けいさいてき 経済的	じゆうじしや 従事者	こうさいあいて 交際相手と余暇に会う約束をしていたが、施設職員から会うことを反対されて、携帯 でんわ 電話を取り上げられた。また、本人の希望する金銭(交通費等)の使用を制限した。	しちやうそん 市町村へ通報 (法第16条)
2	しんたい 身体・知的	しんたいてき 身体的 ほうち 放棄・放置	じゆうじしや 従事者	かいじよ 介助の際に支援員がスマートフォンを見て、本人の様子を見ていなかった。また、本人 んじん 人が立ち上がろうと手すりを掴んだ際、力ずくで手を離させ怪我をさせた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
3	ちてき 知的・精神	しんたいてき 身体的 しんりてき 心理的 ほうち 放棄・放置	しゆうしや 使用者	しやう 障がい特性を考慮せずに業務をさせ、心身の状態を悪化させている。また、そのこと について職場に改善を要望するも対応してもらえない。	ろうどうきく 労働局へ報告 (法第24条)
4	ちてき 知的	しんたいてき 身体的 しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者が衣服の着脱介助の拒否が続いたことや時間に追われていたこと等があり 、利用者の頬を強く押さえつけ、拳を振り下ろす等の威嚇行為を行った。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
5	せいしん 精神	けいさいてき 経済的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者の作業工賃について、書類整備に不備があり、工賃支給の計算の際に関係 しよるい 書類を見つけれず、作業時間0時間と思い込み、2カ月分の工賃を支給しなかった。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
6	ちてき 知的	しんたいてき 身体的 しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者の骨折している左拇指を強く握ったり押し下ろしたりしたことに加え、「こんな痛くな いしょ」と一方的に声をかけた。自撃した他の職員が制止したにもかかわらず、当該 けい 行為が繰り返された。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
7	せいしん 精神	せいてき 性的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者に対し、支援から逸脱した性的な内容と認識される内容を含むショートメール を送信した。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
8	ちてき 知的	しんたいてき 身体的 ほうち 放棄・放置	じゆうじしや 従事者	ゆうしよ 夕食準備中の食堂で利用者が職員から顔や頭部を複数回殴打された。また、利用者 は殴られたことにより顔に痣が生じるほどの怪我をおっていたが、通院等による処置 はされていない。	しちやうそん 市町村へ通報 (法第16条)
9	ほか その他	しんたいてき 身体的 しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	じぎょ 事業所内に設置した「お尻たたき棒」とよばれる物で児童複数名が叩かれた。また、 悪いことをしたら棒で叩かれるという不安を与えた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
10	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	しんいん 職員室の電話に出ようとした児童の襟首をつかんで投げた。 玄関で上着の着脱に手間取っていた児童を職員室へ連れて行き、電気をつけず、鍵 をかけて閉じ込めたほか、他児童とおもちゃの取り合いをしながらも同様に職員室へ連 れて行き、鍵をかけて閉じ込めた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
11	ちてき 知的	せい 性的 しんりてき 心理的	しゆうしや 使用者	しよば 職場の休憩室兼事務所で店長から突然キスをされたほか、「1回だけ(胸を)揉ませ て」と言われ拒否したが、このことを誰にも言わないよう口止めされた。 また、店長から「デブ」と言われたり、「私は奴隷」と言うように強制されたほか、休暇申 請に正当な理由なく許可しないような発言があった。	ろうどうきく 労働局へ報告 (法第24条)
12	せいしん 精神	しんりてき 心理的	しゆうしや 使用者	ふくよく 復職にあたって、振り返りの面談を上司と行った際に、「1つのことしかできないのは 片端であるのと一緒である」と等差別的な発言があった。	ろうどうきく 労働局へ報告 (法第24条)
13	せいしん 精神	しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	「入居継続のための誓約書」の中で「管理者の指示に従い反抗しない」とした表現を 用い、管理者が優位な立場となる誓約を求めた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
14	ちてき 知的	せい 性的	じゆうじしや 従事者	職員が利用者に対し「イチイチチャチャしたい」、「添い寝したい」などの性的な意図があると判 断できるLINEでのやりとりを行うとともに、実際に利用者に対し、抱きつくなどした。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
15	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者が血圧測定の際に血圧計を机に複数回叩きつけたため、職員が両手を押さえ た。また、これに対し、利用者が職員の手首に噛みついたため、当該職員が利用者 の額を叩いた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
16	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者が他利用者に対し、他害行為を行ったため、職員が仲裁に入ったが、利用者 が興奮して抵抗し行為を止めなかったため、職員が利用者の左頬を右手で叩いた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)
17	しんたい 身体	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	りやうしや 利用者より何度も水を飲みたいたいと訴えられたため、少し時間をおいて飲むよう声かけ をした後、居室で髭剃りをしてもらおうと当該利用者に対しシーバーを渡したところ、 シーバーを職員に投げつけたため、感情的になった職員がシーバーで利用者の みぞ 右前頭部を叩き、打撲傷を負わせた。	しちやうそん 市町村からの報告 を受理(法第17条)

番号	被害者 が 疑いの障がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者 が (疑い)	概要	センターの対応
18	知的	身体的 心理的 放棄・放置	従事者	複数の職員が利用者を居室に閉じ込めたり、長時間全裸の利用者を放置したりした。また、職員が器からこぼれた食事をたべさせる等の行為を行った。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
19	知的	身体的	従事者	トイレで介助中にふらついた利用者が職員に倒れかかり、その勢いで職員自身も床に倒れた際、痛みが引き金となり、利用者の首に「喉輪」を行って怪我をさせた。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
20	精神	心理的 放棄・放置	従事者	管理者が脱衣所やトイレに監視カメラの設置を行うことを示唆したり、一方的にグループホームでの共同生活が難しいと判断し、サテライトの利用を提案し、これに従わない場合は退去を求めた。また、利用者が具体的な支援を文書で求めたが、退去方針を理由に一切の対応を行わないなどした。	市町村へ通報 (法第16条)
21	知的	身体的 放棄・放置	従事者	朝方、居室からリビングに出てきた利用者に対し、職員が両腕を掴んで、臀部を蹴った。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
22	身体・知的	放棄・放置	従事者	夜勤職員が車椅子を利用している利用者の支援を行わず、長時間放置したことにより、両足が血行不良で変色した。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
23	知的	身体的	従事者	夜勤帯に職員が利用者の頭を叩いた。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
24	知的	身体的	従事者	利用者が背中から職員に倒れてきたため、びっくりして利用者を軽く叩いた。また、「ふざけたら駄目ですよ、怪我してない」といって、頭を叩いた。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
25	身体	心理的	従事者	職員が入浴介助中に「(他の利用者)を殴ってやりたい気持ちになったこともあった」と発言。それに対し、利用者が発言を注意すると、「うるさい、この野郎」と発言した。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
26	知的	性的	従事者	職員が利用者と個人的に連絡を取り合い、支援と逸脱した性的な内容を含む不適切なやりとりを行っていた。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
27	知的	身体的	従事者	居室からリビングに出た利用者に対し、職員がこめかみ付近を平手打ちした。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
28	知的	心理的	従事者	精神的に不安定になると他の利用者や支援者をつねったり、髪を引っ張ったりすることがある利用者に対して、不安定時の支援の際に「やめなさい」等の言葉を感情的、威圧的に強く言ったり、利用者からつねられた際に職員が強く押し返してやり返す行為があった。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
29	知的	身体的	従事者	利用者が朝から不調でトイレの物を投げたり、テーブルをひっくり返し暴言を言っていたため、職員が「駄目だよ」と声かけていた。テーブルをひっくり返した際の他害のおそれや支援員自身がカッとしたり、利用者の右側頭部から後頭部の付近を平手で一回叩いた。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
30	精神	経済的	従事者	利用者の通帳から私的な理由で金銭を引き出した。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
31	精神	心理的	使用者	「天井を拭いていない」「客前でため息をついた」「君にはコミュニケーション能力がない」など身に覚えのないことで叱責されたり、メールを送信したのに来ていないと叱責された。	労働局へ報告 (法第24条)
32	知的	心理的	従事者	利用者が関わるトラブルが発生し職員が指導した際、大きく荒げた声で叱責し、壁を叩きながら「殺してやるぞ」という暴言を言い恐怖心を与えた。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
33	身体・知的	身体的 心理的	従事者	利用者を叩く、引っ張る、後ろから突き飛ばすなどの暴力や、不穏状態の時に他利用者の向精神薬を服用させたり、不穏状態の時に部屋に閉じ込める等した。	市町村からの報告 を受け(法第17条)
34	精神	心理的	使用者	事業主より威圧的に物事を言われ、うつ状態となった。	労働局へ報告 (法第24条)
35	精神	心理的	従事者・使用者	相談時や面談時に管理者から叱責されたり、怒鳴り散らされるなどした。また、同僚から人格を否定される。	労働局へ報告 (法第24条)
36	精神	心理的	使用者	上司から、背中を強く叩かれたり、健常者と障がい者を業務で使い分る、仲間内で無視、雑談にいれてもらえないなどの嫌がらせを受けた。	労働局へ報告 (法第24条)

ばんごう 番号	ひびやくたいしや 被虐待者 うたが(疑い)の障が い種別	びやくたいしや 虐待(疑い) るいけい の類型	びやくたいしや 虐待者 うたが (疑い)	がいよう 概要	せんたー センターの対応
37	ちてき 知的	しんたいき 身体的 しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	ほか しょういん たがいにうい おこな りよう じどう たい からだ べつしつ つ い 他の職員に他害行為を行った利用児童に対し、体をひきずり別室に連れて行った。ま た、利用児童の氏名を乱暴に叫ぶほか、「おい、おまえ」などの不適切な呼びかけを おこな 行った。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
38	せいしん 精神	しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	りようしや しょう とくせい かんが りようしや げんいん かんりしや じょうたい むね つた 利用者の障がい特性を考えずに、利用者が原因で管理者がうつ状態となった旨を伝 え、著しく不安にさせ、心理的外傷を与えた。また、契約書に基づく退去勧告ではない にもかかわらず、一方的に退去を求めたほか、利用者の同意なく居室をチェックし、尊 厳を否定した。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
39	しんたい 身体	しんたいき 身体的	じゅうじしや 従事者	こういかいじょ いらい りようしや たい しょういん いそが いま など ほつげん 更衣介助を依頼した利用者に対し、職員が「忙しいなあ、今やる？」等と発言したこと から口論となり、利用者の体を押す又は引き寄せるという支援を逸脱した行為を行っ た。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
40	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	りようしや ちやくよう ぜんめん によう よご ほか りよう しや 利用者が着用しているズボンの前面に尿による汚れがついていることを、他の利用者 や職員の面前で指摘した。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
41	ちてき 知的	しんたいき 身体的 ほうき ほうち 放棄・放置	じゅうじしや 従事者	りようしや しょういん なく けつかり 利用者が職員を殴ったあと。興奮状態であったため、手を押さえたが、その結果、利 用者の顔に打撲の傷を負わせた。また、送迎中に利用者がトイレに行きたいと訴えた が、正当な理由なくトイレに行かせなかった。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
42	ちてき 知的	しんたいき 身体的 せい 性的 しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	ずぼん ぼうつ き ろうか ね ふみん じ ほか りようしや しゅんじやく ズボンとパンツを下げて廊下に寝かせる。不眠時に他の利用者の就寝時薬を飲ませ る。利用者のお金で買った飲み物を飲んだり、捨てたりしたあと、水で薄めて渡すなど した。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
43	ちてき 知的	しんたいき 身体的 しんりてき 心理的 ほうき ほうち 放棄・放置	じゅうじしや 従事者	まき りようしや しょうく た た のこ あた きよしつ しっせん さい ひらて 先に利用者の食事を食べて食べ残しを与える。居室で失禁した際に平手うちやげん こつをする。ベッドマットを朝まで敷かないで寝かせない、。意図的に足をかけて利用 者を後ろに倒して転ばせるなどした。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
44	ちてき 知的	しんたいき 身体的	じゅうじしや 従事者	りようしや たがいにうい せいし て づつ じしやうい ほんてん 利用者の他害行為を制止したところ、手すりに頭突きするという自傷行為に発展した ため、職員が制止。怪我をしないよう、床に倒したあと、それでも暴れたため、利用者 の顔を片足で踏んで押さえつけた。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
45	ちてき 知的	しんたいき 身体的	じゅうじしや 従事者	たがいにうい およ りようしや たい しょういん りようしや あご ふきん ひだりて お ひだりほほ 他害行為に及んだ利用者に対し、職員が利用者の顎付近を左手で押さえ、左頬を右 手拳の腹で叩いた。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
46	ふめい 不明	しんりてき 心理的	しょうしや 使用者	じゅうぎやういん しょう かた たい どな ち しょう かた こと 従業員が障がいのある方に対し、怒鳴り散らしている。また、障がいのある方への言 葉の暴力が酷い。	らうどうきょく ほうこく 労働局へ報告 ほうだい じょう (法第24条)
47	ふめい 不明	しんりてき 心理的	しょうしや 使用者	かいの だいりやうしや おも もの がいがいや まえ しょう おも じゅうぎやうしや 会社の代表者と思われる者が、部外者のいる前で障がいがあるとと思われる従業員に 対し、「早くしろ」などと怒鳴り散らしている。	らうどうきょく ほうこく 労働局へ報告 ほうだい じょう (法第24条)
48	せいしん 精神	せい 性的	じゅうじしや 従事者	しょういん りようしや こじんてき れんらく と あ こうい つた せいこう せいしん しん 職員が利用者と個人的に連絡を取り合い、好意があることを伝え、性交し、性的な身 体接触を行った。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
49	せいしん 精神	けいざいてき 経済的	じゅうじしや 従事者	りようしや きんせん かんり おこな かんりしや たかく きんせん ひ だ のち しつそう 利用者の金銭管理を行っていた管理者が、多額の金銭を引き出した後に失踪した。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
50	しんたい ちてき 身体・知的	しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	しょういん てんがんご てんがんやく て ふ と りようしや ちゅうい て ふ 職員が点眼後に点眼薬を手で拭き取る利用者にそのことを注意するも、さらに手で拭 き取ったため、強い口調で怒鳴った上、利用者の朝食のお膳を下げ、朝食を提供しな かった。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
51	ちてき 知的	しんたいき 身体的	じゅうじしや 従事者	りようしや たいしゅう たい さーびす かんりせきにんしや りようしや ほんにん しょうしゅう すぶれー 利用者の体臭に対して、サービス管理責任者が利用者本人に消臭スプレーをかける ようになり、利用者が自らの顔にかけようとしたため、サービス管理責任者が利用 者に代わって、顔にかからないようスプレーをかけた。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)
52	ちてき 知的	しんたいき 身体的	しょうしや 使用者	じょうき どういつ じあん 上記(No.51)と同一事案。	らうどうきょく ほうこく 労働局へ報告 ほうだい じょう (法第24条)
53	ちてき 知的	けいざいてき 経済的	じゅうじしや 従事者	りようしや しょういん かいこう めす く ぎょうしやく ちゅうもん ほんにん かいこう 利用者が購入したおやつを盗み食した。行事食の注文、本人が購入したおやつ の提供の場面において、不必要な量を利用者へ提供し、残した物を得た。	しちょうそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほうだい じょう を受理(法第17条)

<p>第9条</p>	<p>関係法令等との調和</p>
<p>○障害者就業・生活支援センターの設置促進</p>	<p>■ 障害者雇用促進法に基づき、道内12ヶ所にセンターを設置し、障がいの職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。</p> <p>経済部 保健福祉部</p>
<p>○障がいの雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p>	<p>■ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がいの雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。</p> <p>■ 障がいの雇用の現状を紹介する「障がいの雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がいの雇用に関する一層の理解促進を図った。</p> <p>経済部</p>
<p>○第6期北海道障がい福祉計画の策定等</p>	<p>■ 障害者総合支援法に定める第6期北海道障がい福祉計画（令和3～令和5年度）に基づく施策の推進管理を行った。</p> <p>保健福祉部</p>
<p>第10条</p>	<p>道民等の理解の促進</p>
<p>○北海道パラスポーツ連携促進事業（パラアスリート発掘プロジェクト）</p>	<p>■ パラリンピックなどの国際大会に向けて、パラスポーツ体験会の開催やパラスポーツコーディネーターを設置し、道内出身のパラアスリートの発掘及びパラスポーツの普及・啓発を行った。</p> <p>環境生活部</p>
<p>○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費</p>	<p>■ 世代、性別、障がいの有無に関係なく参加できるパラ競技体験会・セミナーを開催するとともに、パラスポーツ団体の活動支援を行った。</p> <p>環境生活部</p>
<p>○農福連携推進事業費</p>	<p>■ 農業分野における雇用人材の確保に向けた取組として、各振興局に設置した福祉事業所向け相談窓口を運営するとともに、農作業体験会等の開催や福祉事業者と農業者等との相互理解・基礎知識習得を目的としたセミナー等を開催した。</p> <p>農政部</p>
<p>○障がいの条例に係る普及啓発事業</p>	<p>■ 障害者差別解消法や北海道障がい者条例の普及・啓発のため、障がいの差別解消法道民フォーラムを全道3会場にて開催した。</p> <p>■ 各種会議や研修等における障害者差別解消法や障がいの条例の概要説明や、イベント等における法・条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。</p> <p>保健福祉部</p>

第10条 道民等の理解の促進（つづき）

○成年後見制度の利用促進

■ 市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等との定期的な協議の場を設置するとともに、市町村職員等への研修や専門職等による相談・助言が得られる体制づくりを行った。

保健福祉部

○就労支援に関する普及啓発

■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。

保健福祉部

■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。

■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。

■ 障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催するとともに、農業生産者と障がい者就労施設等の農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援した。

■ 障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。

■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。

第11条 企業等の取組の支援

○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成

■ 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施した。

保健福祉部
経済部

■ 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定を受けた企業のうち、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している企業に対しての優遇措置を行った。

	<p>しょうがいしゃ こようかくたい む しゃかいきうん じようせい ○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成（つづき）</p> <p>ろうどうせいさくきようてい もと ほっかいどうろうどうきよおよ どくりつぎようせいほうじん こうれい しょうがい きゆうしよ ■ 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道内の特別支援学校17校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図った。</p>	<p>ほけんふくしよ 保健福祉部 けいざいぶ 経済部</p>
	<p>みんかんきぎようとう きようどうじぎよう ○民間企業等との協働事業</p> <p>おおがたしょうぎようしせつ ありお きつぽろ いおん とまこまいてん しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ■ 大型商業施設（アリオ札幌・イオン苫小牧店）での障害者就労施設等の製品の販売イベントを実施した。</p> <p>こんびにえんすすとあちえんてん せいこーまーと ほいんと こうかん ぎ ■ コンビニエンスストアチェーン店（セイコーマート）のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行ったほか、道内書店（株式会社三省堂書店）において、障がい者福祉に対するより一層の理解を深めることを目的に、「障がい者理解促進ブックフェア」を開催した。</p>	<p>ほけんふくしよ 保健福祉部</p>
	<p>きぎようとう とりくみしえん ○企業等の取組支援</p> <p>どうおよ していほうじん きぎよう けいざいだんたいおよ かんけいきかんとう たい きぎょうにんしよせいど ■ 道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表したほか、認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。</p> <p>どう ちようそん えんかつ はちちゆう していほうじん ゆうせんちようたつ そうだんまどぐち ■ 道や市町村が円滑に発注できるよう指定法人が優先調達との相談窓口となるほか、専門コーディネーターによる効果的なマッチングの推進、専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」の機能充実など、授産事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向け、共同受注システム等の充実・強化を図った。</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしせつとう こうちんすいじゆん こうじよう はか すべ しゅうろうけいぞくしえんしせつ ■ 障害者就労施設等の工賃水準の向上を図るため、全ての就労継続支援施設B型事業所に工賃向上計画の策定を求め、指定法人による就労支援業務を効果的に推進した。</p> <p>しゅうろうけいぞくしえんじぎようしよ きーびす しつ こうじよう はか じこひようかせいど ■ 就労移行支援事業所のサービスの質の向上を図るため、自己評価制度による評価を実施し、評価結果を公表した。</p> <p>ぜんどう かしよ しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん せんたー しょう しゃ しょ ■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、生活上の相談・支援を行った。</p>	<p>ほけんふくしよ 保健福祉部</p>
	<p>ゆうせんちようたつ すいしん ○優先調達の推進</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしせつとう かんこうじゆ はちちゆうそくしん ゆうせんちようたつほうしん さくてい ■ 障害者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し周知を図るなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。</p>	<p>ほけんふくしよ 保健福祉部</p>

第12条 医療とリハビリテーションの確保

北海道病院事業

- 精神医療
道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。
また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。
- 精神科リハビリテーション
緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。
- 児童思春期精神医療
緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を提供した。
- 小児高度専門医療
子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。

道立病院局

身体障害者扶助費（更生医療）

- 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図った。

保健福祉部

第13条 移動手段の確保

バス利用促進等総合対策事業費補助金

- 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行った。

総合政策部

交通安全施設等整備事業

- 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。

建設部

市町村地域生活支援事業（移動支援事業）

- 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。
- 各市町村においてサービス内容等に格差が生じていることから、市町村に対し、サービス提供体制の整備や支給基準策定の助言を行った。

保健福祉部

第13条 移動手段の確保 (つづき)

<p>○盲ろう者通訳・介助員派遣事業</p>	
<p>■ 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。</p>	保健福祉部
<p>○身体障害者補助犬育成事業費補助金</p>	
<p>■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>	保健福祉部

第14条 切れ目のない支援

<p>○特別支援教育総合推進事業</p>	
<p>■ 各教育局における特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等の取組のほか、「特別支援教育充実セミナー」を開催し、個別の教育支援計画の活用や関係機関との連携推進を図った。</p> <p>■ 幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象にした「特別支援教育充実セミナー」(14会場)、特別支援教育を担当する教員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」(14会場)や進路担当者等を対象とした「特別支援教育進路指導協議会」(14会場)を開催した。</p>	教育庁
<p>○発達支援センター事業</p>	
<p>■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう、市町村が実施する子ども発達支援センターへの支援を行うとともに、地域の中核的な施設として重層的な地域支援を行う市町村中核子ども発達支援センターを認定し、地域連携体制の構築等を行った。</p>	保健福祉部

第15条 保健・福祉及び教育との連携

<p>○私立幼稚園等管理運営費補助金</p>	
<p>■ 特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。</p>	総務部
<p>○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業</p>	
<p>■ 特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会や医療的ケアに精通した医師の学校への巡回相談を行った。</p>	教育庁

第15条 保健・福祉及び教育との連携（つづき）

<p>○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業）</p> <p>■ 既存の小学校の余剰教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設置促進等を図った。また、放課後児童健全育成事業を実施する施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。</p>		保健福祉部
--	--	-------

<p>○障がい児等支援体制整備事業</p> <p>■ 障がい児等支援連携体制整備事業 北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進した。</p> <p>■ 発達支援関係職員実践研修事業 北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行った。</p> <p>■ 難聴児等支援事業 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行った。</p>		保健福祉部
--	--	-------

第16条 高齢者施策等との連携

<p>○道営住宅整備事業</p> <p>■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施した。</p>		建設部
--	--	-----

<p>○すべての人にやさしいまちづくり推進事業</p> <p>■ 高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、全ての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。</p>		保健福祉部
---	--	-------

<p>○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業</p> <p>■ 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催、市町村間の情報共有の場づくり、重層的支援体制整備人材養成研修を行った。</p>		保健福祉部
--	--	-------

第17条 障がい者の家族に対する配慮

<p>○児童家庭支援センター運営事業</p>		
<p>■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。</p>	保健福祉部	

<p>○発達障害者支援センター運営事業</p>		
<p>■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。</p>	保健福祉部	

<p>○精神障がい者家族相談員設置事業</p>		
<p>■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。</p>	保健福祉部	

第18条 地域間格差の是正等

<p>○障がい福祉計画等圏域連絡協議会</p>		
<p>■ 21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期障がい福祉計画の推進管理、市町村障害福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議を行った。</p>	保健福祉部	